

(様式)

令和 年 月 日

山口県消費生活センター所長 様

申込者
(使用責任者)

消費者教育・啓発用教材貸出申込書

下記の消費者教育・啓発用教材の貸し出しを申し込みます。

記

教 材 名	分類・番号・タイトル・数量を記入 (例:A25 アニメで学ぶ消費者トラブル・1本) (DVDについては、原則として3本までと限らせていただきます。)
貸 出 期 間	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
使 用 目 的 (行 事 名 等)	
担 当 者 氏 名	
担 当 者 連 絡 先	住 所 〒 電 話 番 号 () -

※教材の貸出方法については、裏面をご確認ください。

※以下は教材使用後に記入し、返却時にご提出ください。返却確認日は無記入でお願い致しま

実 施 状 況

使 用 日	令和 年 月 日 ()
使 用 会 場	

講 座	参 加 者	名	年 代(才 代)
	内 容			
使用後の気付き 感想・改善点 等				
返却確認日 (山口県使用欄)	月	日	()	確認者 印

※実施状況については、裏面にもご記入いただけます。

※使用にあたっては、裏面の留意事項を守ったうえで使用してください。

実施状況

使 用 日	令和 年 月 日 ()			
使 用 会 場				
講 座	参 加 者		名	年齢(才代)
	内 容			
使用後の気付き 感想・改善点 等				
返却確認日 (山口県使用欄)	月	日	()	確認者 印

消費者教育・啓発用教材の貸出に関する留意事項

● 貸出方法

- (1) 借用者が県消費生活センターから直接受け取り、直接返却を行う。
- (2) 遅送を利用して受け取り及び返却を行う。
- (3) 借用者の費用負担により業者等に運搬を依頼し、受け取り及び返却を行う。ただし、借用者が学校関係者(学校教育法第一条に規定する学校等)の場合、借用者の受け取りに要する運搬費用のみ県消費生活センターが負担する。

● 使用上の留意事項

- (1) 借用者は、消費者教育・啓発用教材を使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (2) 借用者は、消費者教育・啓発用教材を個人的に使用してはならない。
- (3) 借用者は、消費者教育・啓発用教材を第三者に転貸してはならない。
- (4) 借用者は、消費者教育・啓発用教材の紛失、盗難のないよう万全を期さなければならぬ。
- (5) 県消費生活センターは、借用者が(1)～(4)の事項に違反し、かつ是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。